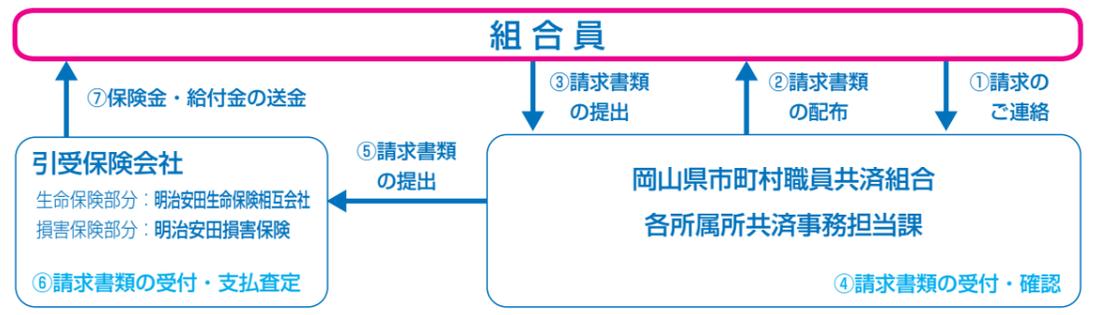


加入申込書兼告知書 記入例

- 1 団体情報欄**
・内容に誤りがなければ確認してください
- 2 氏名、性別、生年月日欄**
・必ずご記入・チェックをしてください (氏名はカタカナでご記入ください)
- 3 お申し込み欄**
・希望のコース、金額を (加入希望なしの際は「加入しない」) にご記入・チェックしてください
- 4 死亡保険金受取人欄**
・新規で指定、または変更する場合、コードのみでご記入ください 特に関係を要する場合にはコード9および氏名をカタカナでご記入ください
- 5 指定代理請求者指定欄**
・新規で指定、または変更する場合のみ、コードおよび氏名をカタカナでご記入ください
- 6 申込日 (告知日)**
・必ずご記入ください
- 7 確認印兼申込印兼告知印兼同意印欄**
・2枚とも押印のうえ、上1枚をご提出ください

★健康サポート・キャッシュバック特約対象制度 (三大疾病保険) の加入者または新たに加入いただく方で、健診データ提供に同意される場合、申込書の「健診情報提出」同意欄に記入し「同意印」を押印ください。

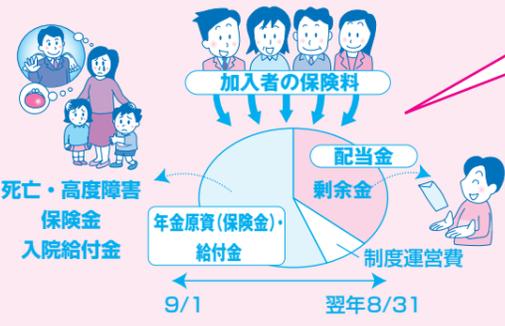
ご請求について (請求から支払までの流れ)



令和7年度 市町村共済の団体保険

制度のしくみ

組合員の皆さまの助け合いの制度です



令和5年度の配当率 (年間保険料に対し)

遺族保障保険	遺族保障 プレミアム80	医療保障保険 (基本部分)	短期療養 サポート保険
約32.1%	約29.0%	約43.3%	約9.9%

剰余金は配当金として加入者に還付します!
 ※遺族保障保険、遺族保障プレミアム80、医療保障保険(基本部分)、短期療養サポート保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(ただし、三大疾病保険、医療保障保険(先進部分・通院部分・充実部分)、長期療養サポート保険、入院医療費支援保険、長期継続保障保険、傷害保険については配当金はありません。)
 ※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
 ※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

令和5年度のお支払い実績

遺族保障保険	遺族保障プレミアム80	医療保障保険	短期療養サポート保険
13件 15,600万円	15件 9,500万円	429件 2,333万7千円	16件 275万円

⚠️ ご注意

当制度は、岡山市町村職員共済組合が契約者となり運営している福利厚生制度の団体保険です。組合員が、配付された関係書類をもとに、自身で制度内容・告知内容をご確認、ご了承ください。加入勤奨のため、制度推進員が所属所訪問による制度説明を実施する場合がありますが、全組合員への訪問はできません。訪問・説明を希望される場合は、事前に「説明希望票」を提出してください。また、制度推進員等に口頭でお話しされても申込み・告知されたことにはなりません。あらかじめご了承ください。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP83~P88に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。
 ※新規でご加入・増額される方は、必ず申込書記載の告知内容一覧をご確認のうえ、お申込みください。
 告知内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
 「健康情報活用商品」には「健活」のマークがついています。
 本パンフレットの「健康情報活用商品について」(P77~82)の内容を必ずご確認ください。

申込締切日 **令和7年5月 9日(金)**

責任開始期(加入日) **令和7年9月 1日(月)**

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】
 明治安田生命保険相互会社 関西公法人部法人営業第一部
 フリーダイヤル **0120-076-669** 制度引受会社・取扱代理店 (明治安田生命保険相互会社内)
 (令和7年2月26日(水)~5月9日(金)の間(土・日・祝日を除く)A.M.9:00~P.M.5:00まで受付)
 照会受付期間終了後は078-252-2270まで

岡山市町村職員共済組合
 事務局 〒700-0023 岡山市北区駅前町2丁目3番31号 サン・ピーチ OKAYAMA 4階
 TEL086-225-7841

制度全体イメージ P1~P4
 遺族保障保険 P5~P14
 三大疾病保険 P15~P20
 医療保障保険 P21~P26
 短期療養サポート保険 P27~P28
 長期継続保障保険 P29~P30
 入院医療費支援保険 P31
 傷害保険 P32
 長期継続保障保険 P33~P34
 告知内容一覧 P35~P38
 契約標準記載情報 P39~P88
 ご請求について P91

制度の全体イメージ

「健康情報活用商品」には **健活CB** のマークがついています。
本パンフレットの「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

【ご注意】

今回新規（増額）加入される方は、ご加入日（令和7年9月1日）前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病につきましては、
保険金・給付金のお支払い対象となりませんのでご注意ください（増額加入者は増額部分）。

商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方			退職後継続			掲載ページ	
		本人	配偶者	子ども	継続可否	継続可能年齢	満了時年齢		
生活維持(生活復興) 資金  遺族保障保険 〈半年払保険料併用特約付年金払特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】〉 配当金あり 令和5年度配当率:約32.1%(注3・4・5)	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合) 	共済組合員(短期組合員を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満70歳6カ月までの方)	本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満70歳6カ月までの方)(注2)	本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方(注2)	○	70歳	71歳	P5	
生活維持(生活復興) 資金  遺族保障プレミアム80 〈半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】〉 配当金あり 令和5年度配当率:約29.0%(注3・4・5)	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合) 	遺族保障保険に加入の共済組合員(短期組合員を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方) ※本人が「遺族保障保険」に加入することが必要です。	本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方)(配偶者だけの加入はできません)	(ご加入いただけません)	○	80歳	81歳	P9	
高額治療費  健活CB 三大疾病保険 〈健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】〉	<ul style="list-style-type: none"> ●7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ※特約の付加により保障内容が異なります。 ●余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約) ●健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。(注1) 	共済組合員(短期組合員を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満79歳6カ月までの方)	本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方(配偶者だけの加入はできません)(継続の場合は満79歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)	○	79歳	80歳	P15	
入院・先進医療・手術・通院等医療費 	医療保障保険 (基本部分) 〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】〉 配当金あり 令和5年度配当率:約43.3%(注3・4・5)	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガによる入院を保障します。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合) 	共済組合員(短期組合員を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満69歳6カ月までの方)	本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満69歳6カ月までの方)(注2)	○	69歳	70歳	P21	
	医療保障保険 (先進部分) 〈家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】〉	<ul style="list-style-type: none"> ●病気・ケガで1日以上入院をした場合、入院給付金を1日目からお支払いします。 ●病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。 	共済組合員(短期組合員を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満69歳6カ月までの方) ※医療保障保険(基本部分)の加入が条件となります。	本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満69歳6カ月までの方)(注2)	本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満0歳から満22歳6カ月までの方(注2)	○	69歳	70歳	P21
	医療保障保険 (充実部分) 〈医療保険【損害保険】〉	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガにより所定の手術を受けた場合、補償します。 ●三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乘せして保障します。 ●所定の要介護状態になった場合、一時金をお支払いします。 	共済組合員(短期組合員を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満69歳6カ月までの方) ※医療保障保険(基本部分)の加入が条件となります。	本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満69歳6カ月までの方)(注2)	(ご加入いただけません)	○	69歳	70歳	P21
	医療保障保険 (通院部分) 〈熟中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険【損害保険】〉	<ul style="list-style-type: none"> ●傷害で通院した場合1日目よりお支払いします。 	医療保障保険(基本部分)に加入している(今回加入する場合を含みます)共済組合員(短期組合員を除く)で、令和7年9月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満69歳6カ月までの方) ※医療保障保険(基本部分)の加入が条件となります。	本人の配偶者で「医療保障保険(基本部分)」に加入し、令和7年9月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満69歳6カ月までの方)	本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で「医療保障保険(基本部分)」に加入し、令和7年9月1日現在満0歳から満22歳6カ月までの方	○	69歳	70歳	P21
療養費  短期療養サポート保険 〈特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】〉 配当金あり 令和5年度配当率:約9.9%(注3・4・5)	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合) 	共済組合員(短期組合員を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満69歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)	×	—	—	P27	
療養費  長期療養サポート保険 〈精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】〉	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。 	共済組合員(短期組合員を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満15歳以上満64歳以下の方	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)	×	—	—	P29	

制度全体イメージ P1~P4

遺族保障保険 P5~P9

三大疾病保険 P10~P15

医療保障保険 P16~P26

短期療養サポート保険 P27~P28

長期療養サポート保険 P29~P30

入院療養多額保障 P31

傷害保険 P32

長期継続保障保険 P33~P34

告知内容一覧 P35~P39

契約概要・注高起情報 P40~P49

請求について P50

商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方			退職後継続			掲載ページ
		本人	配偶者	子ども	継続可否	継続可能年齢	満了時年齢	
 入院医療費支援保険 <small>〈医療保険【損害保険】〉</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガで入院した場合に、一時金をお支払いします。 ●病気やケガで入院した場合に、入院1月ごとに保険金をお支払いします。 	共済組合員(短期組合員を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方	本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満18歳以上、満70歳6ヵ月までの方(注2)	本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満0歳から満22歳6ヵ月までの方(注2)	○	70歳	71歳	P31
 傷害保険 <small>〈熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(365日用)付普通傷害保険【損害保険】〉</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)で、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。 	共済組合員(短期組合員を除く)で、令和7年9月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)	本人の配偶者で、令和7年9月1日現在満18歳以上、満70歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)(注2)	本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で、令和7年9月1日現在満0歳から満22歳6ヵ月までの方(注2)	○	80歳	81歳	P32
 長期継続保障保険 <small>〈リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】〉</small> <small>※長期継続保障保険の新規加入はできません。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●退職後も保障を継続できます。 ●余命6ヵ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約) 	遺族保障保険に加入の共済組合員(短期組合員を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方 ※本人が「遺族保障保険」に加入する必要があります。	本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(配偶者だけの加入はできません)	(ご加入いただけません)	○	79歳	80歳	P33

※年齢は保険年齢です。

(注1)ただし、退職者(再任用組合員含む)は「健康サポート・キャッシュバック特約」対象外です。

詳細については「健康情報活用商品について」のページ(P77~82)をご確認ください。

(注2)配偶者・子どもが加入できるのは、本人が加入した場合です。

(注3) 遺族保障保険、遺族保障プレミアム80、短期療養サポート保険、医療保障保険(基本部分)は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(ただし、入院医療費支援保険、長期継続保障保険、三大疾病保険、傷害保険、医療保障保険(先進部分・通院部分・充実部分)、長期療養サポート保険については配当金はありません。)

(注4) 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

(注5) 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

退職後継続制度について

<概要>

退職後も現職中にご加入の制度を継続することができます。

再任用となられた場合も、退職後継続に関する手続きをお願いします。

詳細はご退職前にご案内する資料をご確認ください。

※「短期療養サポート保険」「長期療養サポート保険」は退職と同時に脱退となります。

<ポイント>

- ①在職中の市町村共済の団体保険を引き続き継続いただけますので、健康告知や診査は必要ありません。
- ②在職中と同様に「遺族保障保険」「遺族保障プレミアム80」「医療保障保険(基本部分)」は配当金の対象となります。
(配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現在では確定していません。)
- ③新規加入・増額・ご家族の追加はできません。
- ④毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に口座振替にて保険料をいただきます。(月額保険料に別途月314円の手数料が必要です。※人件費の高騰や郵便料金及び各金融機関口座振替手数料見直し等の影響により、令和7年9月保険料(令和7年8月22日口座振替分)から、手数料を385円に改定いたします。)
※残高不足で保険料の口座振替ができなかった場合は、次月に2ヵ月分の保険料を口座振替いたします。
振替不能の場合は、脱退処理させていただきます。ただし、8月分・9月分の保険料(7月・8月口座振替)が口座振替できなかった場合は、次月の振替はせず脱退となります。

※遺族保障保険、遺族保障プレミアム80、三大疾病保険、医療保障保険(基本部分)(先進部分)の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※長期継続保障保険、リレープランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

※リレープラン、退職後終身医療保険について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただきます可能性があります。

※「退職後終身医療保険」の商品内容については、明治安田生命保険相互会社の担当者までお問い合わせください。

遺族保障保険

〈半年払保険料併用特約付年金払特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】〉



意向確認【ご加入前のご確認】

遺族保障保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

遺族保障保険コース別保障内容

- ①年金原資を一括で受け取ることができます。
- ②年金原資を必要な期間、必要な保障を分割して受け取ることができます。

本人

月額給付 (死亡・高度障害のとき)

申込コース	年金原資 死亡・高度 障害保険金	年齢	受取期間							
			15~30歳	31~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~70歳		
N	4,500万円	年金月額	約 14.2万円	約 14.2万円	約 14.2万円	約 16.6万円	約 20.3万円	約 26.5万円		
		受取総額	約 5,130万円	約 5,130万円	約 5,130万円	約 5,006万円	約 4,887万円	約 4,772万円		
L	4,000万円	年金月額	約 12.6万円	約 12.6万円	約 12.6万円	約 14.8万円	約 18.1万円	約 23.5万円		
		受取総額	約 4,560万円	約 4,560万円	約 4,560万円	約 4,450万円	約 4,344万円	約 4,242万円		
M	3,500万円	年金月額	約 11.0万円	約 11.0万円	約 11.0万円	約 12.9万円	約 15.8万円	約 20.6万円		
		受取総額	約 3,990万円	約 3,990万円	約 3,990万円	約 3,893万円	約 3,801万円	約 3,711万円		
A	3,000万円	年金月額	約 11.1万円	約 11.1万円	約 11.1万円	約 13.5万円	約 17.6万円	約 25.8万円		
		受取総額	約 3,337万円	約 3,337万円	約 3,337万円	約 3,258万円	約 3,181万円	約 3,105万円		
B	2,700万円	年金月額	約 10.0万円	約 10.0万円	約 10.0万円	約 12.2万円	約 15.9万円	約 23.2万円		
		受取総額	約 3,003万円	約 3,003万円	約 3,003万円	約 2,932万円	約 2,863万円	約 2,794万円		
C	2,400万円	年金月額	約 8.9万円	約 8.9万円	約 8.9万円	約 10.8万円	約 14.1万円	約 20.7万円		
		受取総額	約 2,670万円	約 2,670万円	約 2,670万円	約 2,606万円	約 2,545万円	約 2,484万円		
D	2,100万円	年金月額	約 7.7万円	約 7.7万円	約 7.7万円	約 9.5万円	約 12.3万円	約 18.1万円		
		受取総額	約 2,336万円	約 2,336万円	約 2,336万円	約 2,280万円	約 2,227万円	約 2,173万円		
E	1,800万円	年金月額	約 6.6万円	約 6.6万円	約 6.6万円	約 8.1万円	約 10.6万円	約 15.5万円		
		受取総額	約 2,002万円	約 2,002万円	約 2,002万円	約 1,954万円	約 1,908万円	約 1,863万円		
F	1,500万円	年金月額	約 5.5万円	約 5.5万円	約 5.5万円	約 6.7万円	約 8.8万円	約 12.9万円		
		受取総額	約 1,668万円	約 1,668万円	約 1,668万円	約 1,629万円	約 1,590万円	約 1,552万円		
G	1,200万円	年金月額	約 4.4万円	約 4.4万円	約 4.4万円	約 5.4万円	約 7.0万円	約 10.3万円		
		受取総額	約 1,335万円	約 1,335万円	約 1,335万円	約 1,303万円	約 1,272万円	約 1,242万円		
H	900万円	年金月額	約 3.3万円	約 3.3万円	約 3.3万円	約 4.0万円	約 5.3万円	約 7.7万円		
		受取総額	約 1,001万円	約 1,001万円	約 1,001万円	約 977万円	約 954万円	約 931万円		
I	600万円	年金月額	約 2.2万円	約 2.2万円	約 2.2万円	約 2.7万円	約 3.5万円	約 5.1万円		
		受取総額	約 667万円	約 667万円	約 667万円	約 651万円	約 636万円	約 621万円		
J	300万円	年金月額	約 1.1万円	約 1.1万円	約 1.1万円	約 1.3万円	約 1.7万円	約 2.5万円		
		受取総額	約 333万円	約 333万円	約 333万円	約 325万円	約 318万円	約 310万円		
K	200万円	受取期間	15年	15年	15年	15年	15年	10年		
		年金月額	約 1.1万円	約 1.7万円						
		受取総額	約 212万円	約 207万円						

ボーナス給付 (死亡・高度障害のとき)

申込コース	年金原資 死亡・高度 障害保険金	年齢	受取期間								
			15~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~70歳		
3	900万円	ボーナス給付	約 20.0万円	約 20.0万円	約 20.0万円	約 20.0万円	約 24.4万円	約 31.8万円	約 46.5万円		
		受取総額	約 1,001万円	約 1,001万円	約 1,001万円	約 1,001万円	約 977万円	約 954万円	約 931万円		
2	600万円	ボーナス給付	約 13.3万円	約 13.3万円	約 13.3万円	約 13.3万円	約 16.2万円	約 21.2万円	約 31.0万円		
		受取総額	約 667万円	約 667万円	約 667万円	約 667万円	約 651万円	約 636万円	約 621万円		
1	300万円	ボーナス給付	約 6.6万円	約 6.6万円	約 6.6万円	約 6.6万円	約 8.1万円	約 10.6万円	約 15.5万円		
		受取総額	約 333万円	約 333万円	約 333万円	約 333万円	約 325万円	約 318万円	約 310万円		

配偶者・子ども

月額給付 (死亡・高度障害のとき)

申込コース 年金原資 死亡・高度 障害保険金	受取期間	受取期間		
		10年	5年	
配偶者	1,800万円	年金月額	約 15.5万円	約 30.3万円
		受取総額	約 1,863万円	約 1,818万円
	1,500万円	年金月額	約 12.9万円	約 25.2万円
		受取総額	約 1,552万円	約 1,515万円
	1,200万円	年金月額	約 10.3万円	約 20.2万円
		受取総額	約 1,242万円	約 1,212万円
900万円	年金月額	約 7.7万円	約 15.1万円	
	受取総額	約 931万円	約 909万円	
配偶者	800万円	年金月額	約 6.9万円	約 13.4万円
		受取総額	約 828万円	約 808万円
	600万円	年金月額	約 5.1万円	約 10.1万円
		受取総額	約 621万円	約 606万円
	300万円	年金月額	約 2.5万円	約 5.0万円
		受取総額	約 310万円	約 303万円
200万円	年金月額	約 1.7万円	約 3.3万円	
	受取総額	約 207万円	約 202万円	

申込コース 死亡・高度 障害保険金	受取月額	受取期間	受取総額		
				子ども	400万円

- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=令和7年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ※配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- ※いずれか1種類を選んでください。
- ※遺族保障保険は主契約(新・団体定期保険)と特約(半年払保険料併用特約・年金払特約・子ども特約)をセットしたものです。
- ※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ※保険期間中ボーナス給付のみの脱退はできません。(同時に月額給付も脱退となります。)
- ※半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- ※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- ※配偶者および子ども特約の保険料は月払のみです。
- ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ※年金年額が、年1回受取りのとき年金年額が12万円未満、または年金基金が50万円未満となる場合および年2回・4回受取りのとき年金年額が36万円未満となる場合はお取り扱いできません。

制度全体イメージ P1-P4
遺族保障保険 P15-P14
三大疾病保険 P15-P20
医療保障保険 P21-P26
短期養育サポート保険 P27-P28
長期養育サポート保険 P29-P30
入院医療費補償保険 P31
傷害保険 P32
長期継続保障保険 P33-P34
告知内容一覧 P35-P39
契約標準 注記起請書 P40-P45
ご請求について P41

遺族保障保険保険金額と保険料 (概算)

本人 月額給付 (月額保険料) 令和5年度配当率:約32.1%

申込コース	年金原資 死亡・高度 障害保険金	性別	年齢							
			15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
N	4,500万円	男性	5,985円	6,435円	7,245円	8,595円	9,990円	12,105円	15,570円	20,250円
		女性	5,355	6,120	6,525	7,740	8,775	9,675	11,025	12,825
L	4,000	男性	5,320	5,720	6,440	7,640	8,880	10,760	13,840	18,000
		女性	4,760	5,440	5,800	6,880	7,800	8,600	9,800	11,400
M	3,500	男性	4,655	5,005	5,635	6,685	7,770	9,415	12,110	15,750
		女性	4,165	4,760	5,075	6,020	6,825	7,525	8,575	9,975
A	3,000	男性	3,990	4,290	4,830	5,730	6,660	8,070	10,380	13,500
		女性	3,570	4,080	4,350	5,160	5,850	6,450	7,350	8,550
B	2,700	男性	3,591	3,861	4,347	5,157	5,994	7,263	9,342	12,150
		女性	3,213	3,672	3,915	4,644	5,265	5,805	6,615	7,695
C	2,400	男性	3,192	3,432	3,864	4,584	5,328	6,456	8,304	10,800
		女性	2,856	3,264	3,480	4,128	4,680	5,160	5,880	6,840
D	2,100	男性	2,793	3,003	3,381	4,011	4,662	5,649	7,266	9,450
		女性	2,499	2,856	3,045	3,612	4,095	4,515	5,145	5,985
E	1,800	男性	2,394	2,574	2,898	3,438	3,996	4,842	6,228	8,100
		女性	2,142	2,448	2,610	3,096	3,510	3,870	4,410	5,130
F	1,500	男性	1,995	2,145	2,415	2,865	3,330	4,035	5,190	6,750
		女性	1,785	2,040	2,175	2,580	2,925	3,225	3,675	4,275
G	1,200	男性	1,596	1,716	1,932	2,292	2,664	3,228	4,152	5,400
		女性	1,428	1,632	1,740	2,064	2,340	2,580	2,940	3,420
H	900	男性	1,197	1,287	1,449	1,719	1,998	2,421	3,114	4,050
		女性	1,071	1,224	1,305	1,548	1,755	1,935	2,205	2,565
I	600	男性	798	858	966	1,146	1,332	1,614	2,076	2,700
		女性	714	816	870	1,032	1,170	1,290	1,470	1,710
J	300	男性	399	429	483	573	666	807	1,038	1,350
		女性	357	408	435	516	585	645	735	855
K	200	男性	266	286	322	382	444	538	692	900
		女性	238	272	290	344	390	430	490	570

ボーナス給付 (ボーナス保険料)

申込コース	年金原資 死亡・高度 障害保険金	性別	年齢							
			15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
3	900万円	男性	7,173円	7,749円	8,703円	10,350円	12,015円	14,580円	18,801円	24,471円
		女性	6,435	7,362	7,830	9,324	10,539	11,673	13,311	15,480
2	600	男性	4,782	5,166	5,802	6,900	8,010	9,720	12,534	16,314
		女性	4,290	4,908	5,220	6,216	7,026	7,782	8,874	10,320
1	300	男性	2,391	2,583	2,901	3,450	4,005	4,860	6,267	8,157
		女性	2,145	2,454	2,610	3,108	3,513	3,891	4,437	5,160

配偶者・子ども 月額給付 (月額保険料)

申込コース	年金原資 死亡・高度 障害保険金	性別	年齢							
			18~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
1,800万円	1,800	男性	2,394円	2,574円	2,898円	3,438円	3,996円	4,842円	6,228円	8,100円
		女性	2,142	2,448	2,610	3,096	3,510	3,870	4,410	5,130
1,500万円	1,500	男性	1,995	2,145	2,415	2,865	3,330	4,035	5,190	6,750
		女性	1,785	2,040	2,175	2,580	2,925	3,225	3,675	4,275
1,200万円	1,200	男性	1,596	1,716	1,932	2,292	2,664	3,228	4,152	5,400
		女性	1,428	1,632	1,740	2,064	2,340	2,580	2,940	3,420
900万円	900	男性	1,197	1,287	1,449	1,719	1,998	2,421	3,114	4,050
		女性	1,071	1,224	1,305	1,548	1,755	1,935	2,205	2,565
800万円	800	男性	1,064	1,144	1,288	1,528	1,776	2,152	2,768	3,600
		女性	952	1,088	1,160	1,376	1,560	1,720	1,960	2,280
600万円	600	男性	798	858	966	1,146	1,332	1,614	2,076	2,700
		女性	714	816	870	1,032	1,170	1,290	1,470	1,710
300万円	300	男性	399	429	483	573	666	807	1,038	1,350
		女性	357	408	435	516	585	645	735	855
200万円	200	男性	266	286	322	382	444	538	692	900
		女性	238	272	290	344	390	430	490	570
400円	400		一律 280円 (3歳~22歳)							
300円	300		一律 210円 (3歳~22歳)							
200円	200		一律 140円 (3歳~22歳)							
100円	100		一律 70円 (3歳~22歳)							

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例) 保険年齢40歳=令和7年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
 ※配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
 ※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
 ※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
 ※いずれか1種類を選んでください。
 ※遺族保障保険は主契約(新・団体定期保険)と特約(半年払保険料併用特約・年金払特約・子ども特約)をセットしたものです。
 ※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
 ※保険期間中ボーナス給付のみの脱退はできません。(同時に月額給付も脱退となります。)
 ※半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
 ※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
 ※配偶者および子ども特約の保険料は月払のみです。
 ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
 ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治田田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 ※年金年額が、年1回受取りのとき年金年額が12万円未満、または年金基金が50万円未満となる場合および年2回・4回受取りのとき年金年額が36万円未満となる場合はお取り扱いできません。
 ※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(ただし、入院医療費支援保険、長期継続保障保険、三大疾病保険、傷害保険、医療保障保険(先進部分・通院部分・充実部分)、長期療養サポート保険については配当金はありません。)
 ※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
 ※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

制度全体イメージ P1~P4
 遺族保障保険 P14
 三大疾病保険 P15~P20
 医療保障保険 P21~P26
 短期療養サポート保険 P27~P28
 長期療養サポート保険 P29~P30
 入院医療費支援保険 P31
 傷害保険 P32
 長期継続保障保険 P33~P34
 告知内容一覧 P35~P39
 契約概要・注記情報 P83~P88
 ご請求について P81

遺族保障プレミアム80

〈半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】〉



意向確認【ご加入前のご確認】

遺族保障プレミアム80は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。
- 退職後も80歳まで継続できます。

遺族保障プレミアム80コース別保障内容・保険金額

本人

月額給付 ボーナス給付 (死亡・高度障害のとき)

申込コース	合計 死亡・高度障害 保険金 (年金原資)	月額給付				ボーナス給付				
		年金原資 死亡・高度障害保険金	年金月額	受取期間	受取総額	年金原資 死亡・高度障害保険金	ボーナス給付	受取期間	受取総額	
										年金原資 死亡・高度障害保険金
月額給付+ボーナス給付	R2	3,000万円	2,000万円	約 33.6万円	5年	約 2,020万円	1,000万円	約 101.0万円	5年	約 1,010万円
	R1	2,500万円	2,000万円	約 33.6万円	5年	約 2,020万円	500万円	約 50.5万円	5年	約 505万円
	S2	2,500万円	1,500万円	約 25.2万円	5年	約 1,515万円	1,000万円	約 101.0万円	5年	約 1,010万円
	S1	2,000万円	1,500万円	約 25.2万円	5年	約 1,515万円	500万円	約 50.5万円	5年	約 505万円
	T1	1,500万円	1,000万円	約 16.8万円	5年	約 1,010万円	500万円	約 50.5万円	5年	約 505万円
月額給付	R	2,000万円	2,000万円	約 33.6万円	5年	約 2,020万円				
	S	1,500万円	1,500万円	約 25.2万円	5年	約 1,515万円				
	T	1,000万円	1,000万円	約 16.8万円	5年	約 1,010万円				
	U	500万円	500万円	約 8.4万円	5年	約 505万円				
	V	300万円	300万円	約 5.0万円	5年	約 303万円				
	W	200万円	200万円	約 3.3万円	5年	約 202万円				
	X	100万円	100万円	約 2.7万円	3年	約 100万円				

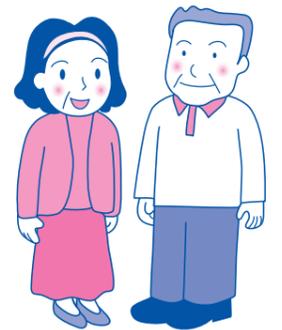
月額給付とボーナス給付で、在職中と同じ収入リズムを維持できます！



配偶者

月額給付 (死亡・高度障害のとき)

申込コース	年金原資 死亡・高度障害保険金	受取月額	受取期間	受取総額
配偶者1,000万円	1,000万円	約 16.8万円	5年	約 1,010万円
配偶者500万円	500万円	約 8.4万円	5年	約 505万円
配偶者300万円	300万円	約 5.0万円	5年	約 303万円
配偶者200万円	200万円	約 3.3万円	5年	約 202万円
配偶者100万円	100万円	約 2.7万円	3年	約 100万円



※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和7年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※いずれか1種類を選んでください。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

※遺族保障プレミアム80は主契約(新・団体定期保険)と特約(半年払保険料併用特約・年金払特約)をセットしたものです。

※保険期間中ボーナス給付のみの脱退はできません。(同時に月額給付も脱退となります。)

※半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

※配偶者の保険料は月払のみです。

※特約が締結された最初のボーナス払の保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナスの保険料が払い込まれたときに限り、半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

※実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※年金年額が、年1回受取りのとき年金年額が12万円未満、または年金基金が50万円未満となる場合および年2回・4回受取りのとき年金年額が36万円未満となる場合はお取り扱いできません。

遺族保障プレミアム80月額保険料・ボーナス保険料（概算）

本人 月額給付 〈月額保険料〉 令和5年度配当率：約29.0%

申込コース	性別	15～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
R2・R1・R	男性	1,520円	1,940円	2,640円	3,880円	5,960円	9,100円	14,260円	21,180円
	女性	980円	1,660円	2,000円	2,940円	4,160円	5,540円	7,540円	10,200円
S2・S1・S	男性	1,140円	1,455円	1,980円	2,910円	4,470円	6,825円	10,695円	15,885円
	女性	735円	1,245円	1,500円	2,205円	3,120円	4,155円	5,655円	7,650円
T1・T	男性	760円	970円	1,320円	1,940円	2,980円	4,550円	7,130円	10,590円
	女性	490円	830円	1,000円	1,470円	2,080円	2,770円	3,770円	5,100円
U	男性	380円	485円	660円	970円	1,490円	2,275円	3,565円	5,295円
	女性	245円	415円	500円	735円	1,040円	1,385円	1,885円	2,550円
V	男性	228円	291円	396円	582円	894円	1,365円	2,139円	3,177円
	女性	147円	249円	300円	441円	624円	831円	1,131円	1,530円
W	男性	152円	194円	264円	388円	596円	910円	1,426円	2,118円
	女性	98円	166円	200円	294円	416円	554円	754円	1,020円
X	男性	76円	97円	132円	194円	298円	455円	713円	1,059円
	女性	49円	83円	100円	147円	208円	277円	377円	510円

本人 ボーナス給付 〈ボーナス保険料〉

申込コース	性別	15～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
R2・S2	男性	4,610円	5,880円	8,000円	11,760円	18,060円	27,570円	43,210円	64,180円
	女性	2,970円	5,030円	6,060円	8,910円	12,600円	16,790円	22,850円	30,910円
R1・S1・T1	男性	2,305円	2,940円	4,000円	5,880円	9,030円	13,785円	21,605円	32,090円
	女性	1,485円	2,515円	3,030円	4,455円	6,300円	8,395円	11,425円	15,455円

配偶者 月額給付 〈月額保険料〉

申込コース	年金原資 死亡・高度 障害保険金	性別	18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
万円 配偶者 1,000	1,000	男性	760円	970円	1,320円	1,940円	2,980円	4,550円	7,130円	10,590円
		女性	490円	830円	1,000円	1,470円	2,080円	2,770円	3,770円	5,100円
配偶者 500	500	男性	380円	485円	660円	970円	1,490円	2,275円	3,565円	5,295円
		女性	245円	415円	500円	735円	1,040円	1,385円	1,885円	2,550円
配偶者 300	300	男性	228円	291円	396円	582円	894円	1,365円	2,139円	3,177円
		女性	147円	249円	300円	441円	624円	831円	1,131円	1,530円
配偶者 200	200	男性	152円	194円	264円	388円	596円	910円	1,426円	2,118円
		女性	98円	166円	200円	294円	416円	554円	754円	1,020円
配偶者 100	100	男性	76円	97円	132円	194円	298円	455円	713円	1,059円
		女性	49円	83円	100円	147円	208円	277円	377円	510円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝令和7年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※いずれか1種類を選んでください。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

※遺族保障プレミアム80は主契約（新・団体定期保険）と特約（半年払保険料併用特約・年金払特約）をセットしたものです。

※保険期間中ボーナス給付のみの脱退はできません。(同時に月額給付も脱退となります。)

※半年単位の契約当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※半年払保険部分（ボーナス給付）のみの加入はできません。

※配偶者の保険料は月払のみです。

※特約が締結された最初のボーナス払の保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナスの保険料が払い込まれたときに限り、半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※年金年額が、年1回受取りのとき年金年額が12万円未満、または年金基金が50万円未満となる場合および年2回・4回受取りのとき年金年額が36万円未満となる場合はお取り扱いできません。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(ただし、入院医療費支援保険、長期継続保障保険、三大疾病保険、傷害保険、医療保障保険（先進部分・通院部分・充実部分）、長期療養サポート保険については配当金はありません。)

※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

制度全体イメージ P1-P4

遺族保障プレミアム80 P5-P14

三大疾病保険 P15-P20

医療保障保険 P21-P26

短期療養サポート保険 P27-P28

長期療養サポート保険 P29-P30

入院医療費支援保険 P31

傷害保険 P32

長期継続保障保険 P33-P34

告知内容一覧 P35-P39

契約標準注記情報 P40-P45

ご請求について P46

遺族保障プレミアム80 (71歳以上の方)

〈半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】〉



遺族保障プレミアム80月額保険料・ボーナス保険料（概算）

本人		月額給付（死亡・高度障害のとき）									
申込コース	性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
R2・R1・R	男性	27,760円	30,740円	34,160円	38,140円	42,840円	48,380円	54,940円	62,660円	71,560円	81,640円
	女性	13,540円	15,100円	16,940円	18,940円	21,140円	23,620円	26,500円	29,980円	34,180円	39,240円
S2・S1・S	男性	20,820円	23,055円	25,620円	28,605円	32,130円	36,285円	41,205円	46,995円	53,670円	61,230円
	女性	10,155円	11,325円	12,705円	14,205円	15,855円	17,715円	19,875円	22,485円	25,635円	29,430円
T1・T	男性	13,880円	15,370円	17,080円	19,070円	21,420円	24,190円	27,470円	31,330円	35,780円	40,820円
	女性	6,770円	7,550円	8,470円	9,470円	10,570円	11,810円	13,250円	14,990円	17,090円	19,620円
U	男性	6,940円	7,685円	8,540円	9,535円	10,710円	12,095円	13,735円	15,665円	17,890円	20,410円
	女性	3,385円	3,775円	4,235円	4,735円	5,285円	5,905円	6,625円	7,495円	8,545円	9,810円
V	男性	4,164円	4,611円	5,124円	5,721円	6,426円	7,257円	8,241円	9,399円	10,734円	12,246円
	女性	2,031円	2,265円	2,541円	2,841円	3,171円	3,543円	3,975円	4,497円	5,127円	5,886円
W	男性	2,776円	3,074円	3,416円	3,814円	4,284円	4,838円	5,494円	6,266円	7,156円	8,164円
	女性	1,354円	1,510円	1,694円	1,894円	2,114円	2,362円	2,650円	2,998円	3,418円	3,924円
X	男性	1,388円	1,537円	1,708円	1,907円	2,142円	2,419円	2,747円	3,133円	3,578円	4,082円
	女性	677円	755円	847円	947円	1,057円	1,181円	1,325円	1,499円	1,709円	1,962円

本人		ボーナス給付（ボーナス保険料）									
申込コース	性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
R2・S2	男性	84,110円	93,140円	103,500円	115,560円	129,810円	146,590円	166,470円	189,860円	216,830円	247,370円
	女性	41,030円	45,750円	51,330円	57,390円	64,050円	71,570円	80,300円	90,840円	103,570円	118,900円
R1・S1・T1	男性	42,055円	46,570円	51,750円	57,780円	64,905円	73,295円	83,235円	94,930円	108,415円	123,685円
	女性	20,515円	22,875円	25,665円	28,695円	32,025円	35,785円	40,150円	45,420円	51,785円	59,450円

配偶者		月額給付（月額保険料）										
申込コース	年金原資 死亡・高度 障害保険金	性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
配偶者 1,000	1,000	男性	13,880円	15,370円	17,080円	19,070円	21,420円	24,190円	27,470円	31,330円	35,780円	40,820円
		女性	6,770円	7,550円	8,470円	9,470円	10,570円	11,810円	13,250円	14,990円	17,090円	19,620円
配偶者 500	500	男性	6,940円	7,685円	8,540円	9,535円	10,710円	12,095円	13,735円	15,665円	17,890円	20,410円
		女性	3,385円	3,775円	4,235円	4,735円	5,285円	5,905円	6,625円	7,495円	8,545円	9,810円
配偶者 300	300	男性	4,164円	4,611円	5,124円	5,721円	6,426円	7,257円	8,241円	9,399円	10,734円	12,246円
		女性	2,031円	2,265円	2,541円	2,841円	3,171円	3,543円	3,975円	4,497円	5,127円	5,886円
配偶者 200	200	男性	2,776円	3,074円	3,416円	3,814円	4,284円	4,838円	5,494円	6,266円	7,156円	8,164円
		女性	1,354円	1,510円	1,694円	1,894円	2,114円	2,362円	2,650円	2,998円	3,418円	3,924円
配偶者 100	100	男性	1,388円	1,537円	1,708円	1,907円	2,142円	2,419円	2,747円	3,133円	3,578円	4,082円
		女性	677円	755円	847円	947円	1,057円	1,181円	1,325円	1,499円	1,709円	1,962円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝令和7年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※いずれか1種類を選んでください。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

※遺族保障プレミアム80は主契約（新・団体定期保険）と特約（半年払保険料併用特約・年金払特約）をセットしたものです。

※保険期間中ボーナス給付のみの脱退はできません。（同時に月額給付も脱退となります。）

※半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※半年払保険部分（ボーナス給付）のみの加入はできません。

※特約が締結された最初のボーナスの保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※年金年額が、年1回受取りのとき年金年額が12万円未満、または年金基金が50万円未満となる場合および年2回・4回受取りのとき年金年額が36万円未満となる場合はお取り扱いできません。

制度全体イメージ P1~P4

遺族保障プレミアム80 P14

三大疾病保険 P15~P20

医療保障保険 P21~P26

短期養老金保険 P27~P28

長期養老金保険 P29~P30

入院医療費補償保険 P31

傷害保険 P32

長期継続保障保険 P33~P34

告知内容一覧 P35~P39

契約概要・注・お問い合わせ P40~P45

お問い合わせ P41

意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。
- 退職後も79歳まで継続できます。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

※キャッシュバックランク判定に使用する健診情報は、保険契約者(以下、「団体」)から引受保険会社に提出します。そのため、団体が健診情報を保有していない加入者は、「みんなのMYポータル」を通じ、所定の期間内に健診情報を登録いただく必要があります。(対象となる加入者に対し、メール等にて登録のご案内をいたします)

※保険会社所定の方法を活用した団体による加入者からの健診情報収集のサポート機能については、「健康情報活用商品について」のページ内「健診情報の取扱いについて」をご確認ください。

キャッシュバックの対象となるのは令和7年9月1日以降の契約の保険料です。

令和7年9月1日以降1年間ご加入された方が対象です。

※退職者(再任用組合員含む)は対象外です。

保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

「健康情報活用商品」には「健活」のマークがついています。詳細は、「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。(P.77～82)

保障区分	保障内容	申込保険金額		
		500万円	300万円	100万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金(※1)	500万円	300万円	100万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金(※1)			
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金(※2)	250万円	150万円	50万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金(※2)	50万円	30万円	10万円

- ⚠ (※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- (注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約 余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

◎受け取り方法について

○一時金 または 一時金+年金 で受け取りが可能です。

●年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額300万円の場合>

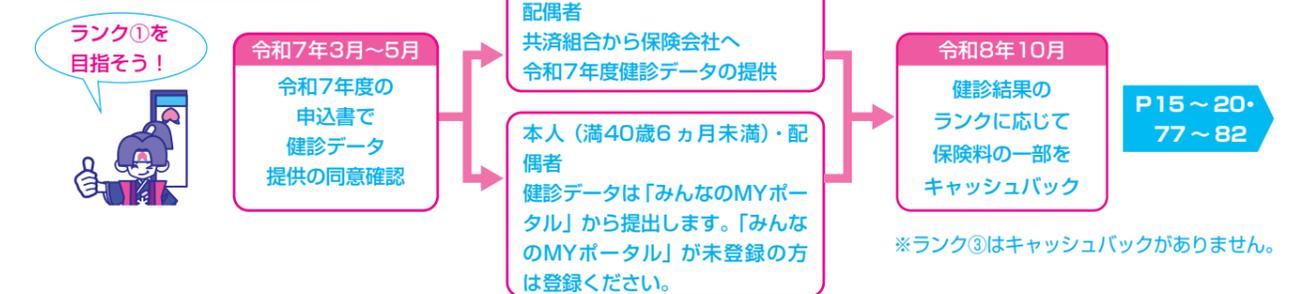
保険金種類	お支払事由					
	死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病	上皮内新生物
		悪性新生物(がん) ^(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 慢性腎不全 重度の高血圧性疾患 肝硬変	
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円				
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 150万円				
特約	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 30万円				
お支払事由ごとの保険金額合計	300万円	480万円	450万円	150万円	30万円	

(※) 「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ⚠ 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

健診データ 提出方法



● 保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例*1	
7大疾病保険金 *13	●悪性新生物(がん)	加入日(*)前を含めてはじめて*2悪性新生物と診断確定*3されたときただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物*4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、急性心筋梗塞を発病*5し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、脳卒中を発病*5し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、糖尿病を発病*5し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法*8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、高血圧性疾患を発病*5し、その疾病により高血圧性網膜症*9であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法*10を開始したとき	
	●肝硬変	加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき*11	
がん・上皮内新生物保険金	加入日(*)前を含めてはじめて*12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定*3されたときただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日(*)以後に発生した傷害または疾病*5により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、左記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りです。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

制度全体イメージ P1-P4
 遺族保障保険 P5-P6
三大疾病保険 P7-P9
 医療保障保険 P1-P26
 短期養老金保険 P27-P28
 長期養老金保険 P29-P30
 入院医療費高度保険 P31
 傷害保険 P32
 長期継続保障保険 P33-P34
 告知内容一覧 P35-P39
 契約概要・注記情報 P40-P45
 ご請求について P46

月額保険料

※キャッシュバックの対象となるのは令和7年9月1日以降の契約の保険料です。
令和7年9月1日以降1年間ご加入された方が対象です。

<保険期間1年、集团扱月払、主契約保険金額500万円、300万円、100万円> (単位：円)

男 性												
本 人・配偶者												
申込保険金額	500万円				300万円				100万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
年齢【保険年齢】	500万円	250万円	50万円		300万円	150万円	30万円		100万円	50万円	10万円	
16~20歳	715	325	65	1,105	429	195	39	663	143	65	13	221
21~25歳	970	350	65	1,385	582	210	39	831	194	70	13	277
26~30歳	995	400	70	1,465	597	240	42	879	199	80	14	293
31~35歳	1,240	525	80	1,845	744	315	48	1,107	248	105	16	369
36~40歳	1,695	675	100	2,470	1,017	405	60	1,482	339	135	20	494
41~45歳	2,365	975	150	3,490	1,419	585	90	2,094	473	195	30	698
46~50歳	3,980	1,700	235	5,915	2,388	1,020	141	3,549	796	340	47	1,183
51~55歳	6,635	2,700	360	9,695	3,981	1,620	216	5,817	1,327	540	72	1,939
56~60歳	10,415	4,600	620	15,635	6,249	2,760	372	9,381	2,083	920	124	3,127
61~65歳	16,260	7,325	1,135	24,720	9,756	4,395	681	14,832	3,252	1,465	227	4,944
66~70歳	24,095	10,575	1,740	36,410	14,457	6,345	1,044	21,846	4,819	2,115	348	7,282
71歳	30,335	13,025	2,075	45,435	18,201	7,815	1,245	27,261	6,067	2,605	415	9,087
72歳	32,780	13,900	2,195	48,875	19,668	8,340	1,317	29,325	6,556	2,780	439	9,775
73歳	35,430	14,750	2,305	52,485	21,258	8,850	1,383	31,491	7,086	2,950	461	10,497
74歳	38,360	15,650	2,420	56,430	23,016	9,390	1,452	33,858	7,672	3,130	484	11,286
75歳	41,640	16,275	2,535	60,450	24,984	9,765	1,521	36,270	8,328	3,255	507	12,090
76歳	45,305	16,900	2,640	64,845	27,183	10,140	1,584	38,907	9,061	3,380	528	12,969
77歳	49,410	17,500	2,725	69,635	29,646	10,500	1,635	41,781	9,882	3,500	545	13,927
78歳	53,955	18,075	2,800	74,830	32,373	10,845	1,680	44,898	10,791	3,615	560	14,966
79歳	58,980	18,750	2,885	80,615	35,388	11,250	1,731	48,369	11,796	3,750	577	16,123

●新規加入・増額・特約付加をされる場合は必ず告知内容をご確認ください。
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和7年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
 ※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により、割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額が100億円以上300億円未満の場合の保険料です。
 したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
 ※上記は保険期間1年、集团扱月払の保険料です。

女 性												
本 人・配偶者												
申込保険金額	500万円				300万円				100万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
年齢【保険年齢】	500万円	250万円	50万円		300万円	150万円	30万円		100万円	50万円	10万円	
16~20歳	590	325	75	990	354	195	45	594	118	65	15	198
21~25歳	715	375	125	1,215	429	225	75	729	143	75	25	243
26~30歳	920	500	160	1,580	552	300	96	948	184	100	32	316
31~35歳	1,330	725	225	2,280	798	435	135	1,368	266	145	45	456
36~40歳	1,975	1,100	305	3,380	1,185	660	183	2,028	395	220	61	676
41~45歳	2,905	1,825	400	5,130	1,743	1,095	240	3,078	581	365	80	1,026
46~50歳	3,675	2,375	500	6,550	2,205	1,425	300	3,930	735	475	100	1,310
51~55歳	4,820	3,025	515	8,360	2,892	1,815	309	5,016	964	605	103	1,672
56~60歳	5,950	4,025	595	10,570	3,570	2,415	357	6,342	1,190	805	119	2,114
61~65歳	8,465	4,775	805	14,045	5,079	2,865	483	8,427	1,693	955	161	2,809
66~70歳	11,195	6,375	905	18,475	6,717	3,825	543	11,085	2,239	1,275	181	3,695
71歳	13,905	7,250	990	22,145	8,343	4,350	594	13,287	2,781	1,450	198	4,429
72歳	15,275	7,525	1,025	23,825	9,165	4,515	615	14,295	3,055	1,505	205	4,765
73歳	16,785	7,825	1,060	25,670	10,071	4,695	636	15,402	3,357	1,565	212	5,134
74歳	18,360	8,100	1,095	27,555	11,016	4,860	657	16,533	3,672	1,620	219	5,511
75歳	20,005	8,550	1,135	29,690	12,003	5,130	681	17,814	4,001	1,710	227	5,938
76歳	21,700	9,050	1,165	31,915	13,020	5,430	699	19,149	4,340	1,810	233	6,383
77歳	23,510	9,575	1,205	34,290	14,106	5,745	723	20,574	4,702	1,915	241	6,858
78歳	25,530	10,200	1,240	36,970	15,318	6,120	744	22,182	5,106	2,040	248	7,394
79歳	27,815	10,825	1,280	39,920	16,689	6,495	768	23,952	5,563	2,165	256	7,984

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
 ※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入（増額）および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
 ※加入日（*）以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
 （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
 ※新規加入および特約の付加は65歳までです。

制度全体ページ P1~P4
 遺族保障保険 P5
 三大疾病保険 P16
 医療保障保険 P21~P26
 短期養老年金保険 P27
 長期養老年金保険 P28
 入院療養介護保険 P31
 傷害保険 P32
 長期継続保障保険 P34
 告知内容一覧 P35~P39
 契約標準注記情報 P83~P88
 お問い合わせ P91

医療保障保険

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】+ 家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保障【生命保険】+ 熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険【損害保険】+ 医療保険【損害保険】)



意向確認(ご加入前のご確認)

医療保障保険は、以下の保障(補償)の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 退職後も69歳まで継続できます。

制度の特長

- 基本部分に加入することで、自分にあう保障「先進部分・充実部分・通院部分」を自由に選択できます

基本部分

配当金あり

令和5年度配当率:約43.3%



- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(ただし、入院医療費支援保険、長期継続保障保険、三大疾病保険、傷害保険、医療保障保険(先進部分・通院部分・充実部分)、長期療養サポート保険については配当金はありません。)

※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。



先進部分

- 先進医療による療養を受けたとき、先進医療の技術にかかわる費用と同額を通算2,000万円までお支払いします。
- 病気やケガで入院した場合、基準給付金額1,000円を1日目からお支払いします。

※対象となる先進医療については、P53~54の給付金に関するご注意をご確認ください。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。



充実部分

- 所定の手術をされた場合は手術保険金をお支払いします。
- 七大疾病(三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病)で入院の場合、入院1日目から最長365日目までお支払いします。(三大疾病の場合は支払日数無制限です。)
- 七大疾病で入院した場合、入院1日目から124日目までは基本部分の入院日額と合算で倍額を給付します。(例)5,000円コース加入の場合、給付額は日額10,000円となります)
- また女性疾病で入院した場合も基本部分に上乗せ給付します。
- 所定の要介護状態に該当した場合、一時金をお支払いします。



七大疾病とは?

三大疾病
がん
(上皮内がんを含みます)
急性心筋梗塞
脳卒中

+

高血圧性疾患/腎臓病/
肝臓病/糖尿病

女性疾病とは?

子宮筋腫/子宮がん/
乳がん/分娩の合併症
など
ただし、上皮内がんは
含みません。

親介護部分

●親が所定の要介護状態に該当した場合、一時金をお支払いします。

通院部分

- 傷害で通院した場合1日目よりお支払いします。



ご注意

- ご加入(増額)の際は、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容をご確認(以下、このご確認を「告知」といいます。)のうえお申込みいただきますが、加入日(*)前の疾病や災害を原因とする場合には、告知いただいている内容に関わらず、入院給付金、保険金のお支払いはできません。
- 加入日(*)前の疾病や災害を原因とする場合であっても、加入日(*)から2年を経過した場合など、普通保険約款・特約条項に特に規定があるときは、入院給付金をお支払いすることがあります。

大好評

医療保障保険(先進部分)導入の背景

近年、大幅に増加している先進医療はその技術に係る費用が患者の全額負担となっています

【先進医療】

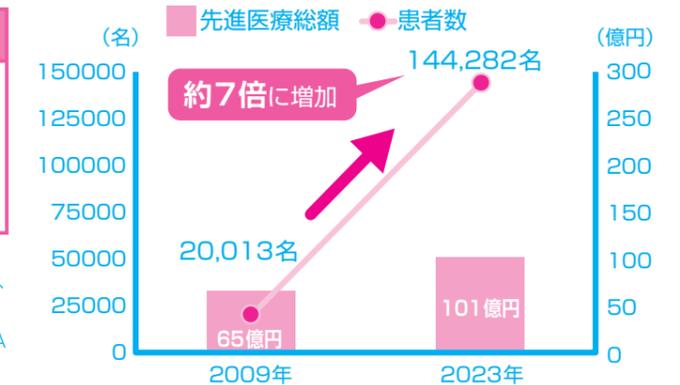
- 先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、医療技術ごとの一定の施設基準を満たした医療機関で実施されます

■先進医療の一例

医療技術	医療技術平均費用	適応症例
重粒子線治療	約313万円	一部の肝臓がん・膵臓がん・腎臓がん・肺がん など

※重粒子線治療には一部保険導入になるものがあります
※先進医療に該当する「医療技術」「適応症」「医療機関」は、随時見直しされますのでご注意ください
出典：厚生労働省「令和5年6月30日時点における先進医療Aに係る費用」

■先進医療費と患者数



出典：厚生労働省「先進医療の実施報告について」(平成21年度、令和5年度)に基づき当社作成

環境変化に適応できる新しい保障として医療保障保険(先進部分)を導入しました。

給付のイメージ

	支払事由	給付内容	通算限度
先進医療給付特約	先進医療による療養を受けたとき(入院を伴わない場合も対象)	先進医療の技術に係る費用と同額(2,000万円)	通算2,000万円
疾病・災害入院給付特約	1日以上入院をしたとき	1,000円×入院日数	通算1,095日 1入院につき124日まで

※各給付金のお支払いに関するご注意はP53~54をご確認ください。
※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。

制度全体イメージ P1~P4
遺族保障保険 P5
三大疾病保険 P6~P9
医療保障保険 P1~P26
短期療養サポート保険 P27
長期療養サポート保険 P28~P30
入院医療費多額保障 P31
傷害保険 P32
長期継続保障保険 P33~P34
告知内容一覧 P35~P39
契約標準注高起情報 P40~P45
ご請求について P46

21 (*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保障内容

基本部分 (生保部分)		
加入対象区分	入院給付金	死亡保険金
	病気・ケガで継続して2日以上入院のとき	死亡したとき
加入対象区分	本配	日額 10,000円
	配偶者	日額 8,000円
	本人	日額 5,000円
	子ども	日額 3,000円
		一律 10万円

大好評

先進部分 (生保部分)		
加入対象区分	先進医療給付金	疾病・災害入院給付金
	先進医療による療養を受けたとき	病気・ケガで入院のとき
加入対象区分	本人	1,000円 (100-ス) × 入院日数
	配偶者	先進医療の技術にかかわる費用と同額
	本人	2,000万円 (通算)
	子ども	2,000万円 (通算)

充実部分 (損保部分)							親介護部分 (損保部分)
区分	入院保険金		手術保険金				介護保険金
	七大疾病で入院したとき 1入院365日分、通算700日分限度 【三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金】	女性疾病*で入院したとき 1入院365日分、通算700日分限度 【女性疾病入院保険金】	ケガや七大疾病・女性疾病以外の疾病で所定の手術を受けたとき 【疾病、傷害手術保険金】	七大疾病で所定の手術を受けたとき 【疾病手術保険金+三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金】	女性疾病*で所定の手術を受けたとき 【女性疾病手術保険金】	女性が特定障害で所定の形成術等*を受けたとき 【女性疾病手術保険金】	
区分	本配	日額 10,000円 + 10,000円 × 入院日数	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 20・40・80万円	手術の種類に応じて +10・+20・+40万円	手術の種類に応じて 20・40万円	100万円 (1回限度)
	配偶者	日額 8,000円 + 8,000円 × 入院日数	8・16・32万円	16・32・64万円	+8・+16・+32万円	16・32万円	
	本人	日額 5,000円 + 5,000円 × 入院日数	5・10・20万円	10・20・40万円	+5・+10・+20万円	10・20万円	
	子ども	日額 3,000円 + 3,000円 × 入院日数	3・6・12万円	6・12・24万円	+3・+6・+12万円	6・12万円	
							親介護保険金
							親が所定の要介護状態になったとき
							100万円 (1回限度)

通院部分 (損保部分)	
区分	通院保険金
本人	日額 2,200円
配偶者	2,200円
子ども	2,200円

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
 ※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。
 ※本人・配偶者は10,000円、8,000円、5,000円、3,000円、子どもは5,000円、3,000円のコースからお申込みください。

【疾病入院給付特約 (特約の型：I型、入院給付金の型：124日型)・災害入院給付特約 (入院給付金の型：124日型)・先進医療給付特約】
 ※疾病入院給付金および災害入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
 ※疾病入院給付金および災害入院給付金のお支払日数は、それぞれ通算して1,095日を限度とします。
 ※ただし、疾病入院給付金について、三大疾病 (悪性新生物 (がん)・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中) の治療を目的とする入院の場合は、お支払日数の限度はありません。

※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。
 ※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
 ○充実部分は基本部分と同額にてご加入ください。
 ○先進部分・通院部分・充実部分への加入は基本部分の加入が条件となります。
 ○本人の親介護部分への加入は本人の充実部分、配偶者の親介護部分への加入は配偶者の充実部分への加入が条件となります。
 *女性の場合のみとなります。

制度全体イメージ P1-P4
 遺族保障 P5-P6
 三大疾病保障 P15-P20
 医療保障 P21-P26
 短期養老金 P27-P28
 長期養老金 P29-P30
 入院療養費 P31
 傷害保険 P32
 長期継続保障 P33-P34
 告知内容 P35-P39
 契約書 P40-P45
 請求について P46

● 月額保険料（概算）

本人・配偶者 (円)

基本部分 (生保部分)				
年齢区分 (歳)	本人 配偶者			
	3,000円 コース	5,000円 コース	8,000円 コース	10,000円 コース
15~20	672	1,098	1,737	2,163
21~25	825	1,357	2,155	2,687
26~30	930	1,532	2,435	3,037
31~35	966	1,592	2,531	3,157
36~40	985	1,621	2,575	3,211
41~45	1,096	1,802	2,861	3,567
46~50	1,288	2,116	3,358	4,186
51~55	1,644	2,698	4,279	5,333
56~60	2,145	3,511	5,560	6,926
61~65	2,955	4,827	7,635	9,507
66~69	4,193	6,835	10,798	13,440

大好評 先進部分 (円)

先進部分 (生保部分)	
年齢区分 (歳)	本人 配偶者
	1口 コース
15~20	120
21~25	146
26~30	175
31~35	183
36~40	196
41~45	211
46~50	258
51~55	323
56~60	428
61~65	615
66~69	897

疾病入院給付特約(特約の型:1型、入院給付金の型:124日型)・災害入院給付特約(入院給付金の型:124日型)・先進医療給付特約

充実部分 (円)

充実部分 (損保部分)									
年齢区分 (歳)	本人 配偶者								
	3,000円コース		5,000円コース		8,000円コース		10,000円コース		
	男性 (Aコース)	女性 (Bコース)	男性 (Cコース)	女性 (Dコース)	男性 (Eコース)	女性 (Fコース)	男性 (Gコース)	女性 (Hコース)	
15	250	410	400	660	630	1,040	780	1,290	
16~20	270	430	440	700	690	1,100	850	1,360	
21~25	280	450	450	740	720	1,180	880	1,460	
26~30	320	570	510	930	800	1,470	990	1,830	
31~35	320	540	530	890	820	1,400	1,050	1,770	
36~40	340	570	530	910	840	1,460	1,070	1,840	
41~45	350	640	570	1,050	900	1,670	1,100	2,060	
46~50	430	790	660	1,250	1,060	2,010	1,330	2,520	
51~55	690	1,100	1,090	1,770	1,720	2,810	2,130	3,500	
56~60	1,020	1,480	1,610	2,380	2,530	3,760	3,140	4,680	
61~65	1,590	2,070	2,460	3,260	3,790	5,070	4,660	6,250	
66~69	2,370	2,860	3,560	4,370	5,380	6,670	6,590	8,210	

親介護部分 (円)

親介護部分 (損保部分)			
親の年齢 (歳)	月額 保険料 Pコース	親の年齢 (歳)	月額 保険料 Pコース
30~45	10	61~65	260
46~50	30	66~70	540
51~55	60	71~75	1,160
56~60	120	76~80	2,470

通院部分 (円)

本人 (Xコース)
配偶者 (Yコース)

520

子ども (充実部分の加入はできません。) 大好評 (円)

年齢区分 (歳)	基本部分 年齢に関係なく一律		先進部分	通院部分
	3,000円コース	5,000円コース	1口コース	(Zコース)
0~22	679	1,117	125	520

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和7年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※基本部分・先進部分・充実部分の保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

・配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入してください。

・配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

・本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。

・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同一特約・同額にて加入となります。

※本人の疾病入院給付金について、通算支払日数が1,095日に到達した場合、疾病入院給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

※本人の災害入院給付金について、通算支払日数が1,095日に到達した場合、災害入院給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

※上記基本部分(医療保障保険)は加入者が1,000名以上、先進部分は加入者が3,000名以上4,999名以下の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なる場合は上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

■基本部分
*病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
*入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

■通院部分
通院保険金は事故によるケガで通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合、事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院の日数に対して、1日につき所定の通院保険金を90日を限度としてお支払いします。

■充実部分
*糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
*三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
*手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
*介護保険金、親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

上記は基本部分(医療保障保険)と先進部分(無配当団体医療保険)と通院部分(普通傷害保険)と充実部分(医療保険)をセットしたものです。基本部分と先進部分と通院部分と充実部分ではお支払対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なります。詳細は51~63ページをご確認ください。

※上記先進部分(医療保障保険)の保険料は、令和6年9月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、給付金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わるもしくは廃止となることがあります。

※上記基本部分(医療保障保険)の本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

※先進部分(医療保障保険)の給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

※上記通院部分(普通傷害保険)の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※上記充実部分、親介護部分(医療保険)の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※通院部分と充実部分と親介護部分のご契約者は団体であり、ご加入者のみならずは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

※親介護部分の保険料は親一人当たりの保険料です。それぞれの親の保険年齢により決定します。(最高80歳まで)

※保険料は毎月の給与から控除します。(初回は令和7年8月分から)

短期療養サポート保険

<特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】>



意向確認【ご加入前のご確認】

短期療養サポート保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

● 制度の特長

◆ 最短で20日超の就業不能から保障

病気やケガにより不支給期間[※]20日を超えて就業不能状態が継続した場合、最大18回給付金をお支払いします。

◆ 所定の精神障害による休職も保障

所定の精神障害による就業不能状態の場合も18回を限度として給付金をお支払いします。

※不支給期間とは、就業不能状態に該当した日以降、当制度のお支払いの対象とならない期間をいいます。

※給付金のお支払いについて、本パンフレットの64～69ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

◆ 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

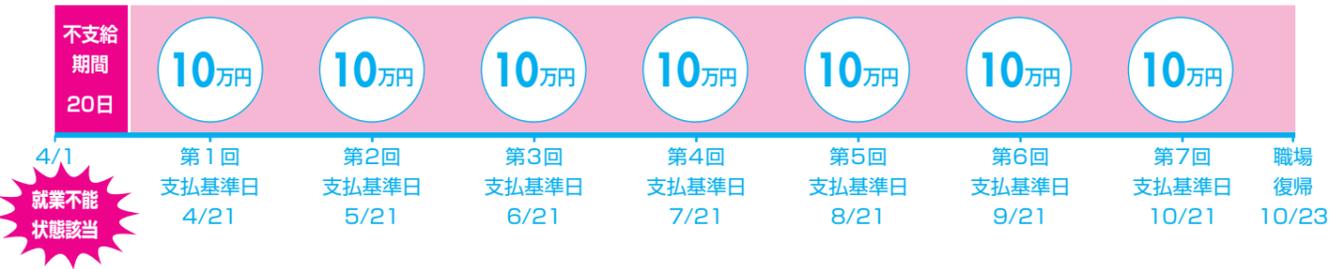
● 給付内容

加入対象区分: 本人

給付内容	基準給付金月額	
	5万円コース	10万円コース
就業不能状態が20日を超えて継続したとき(毎月の支払基準日(注)まで継続することに1回、最大18回) 主契約 特定精神障害給付特約 【就業不能給付金】または【特定精神障害給付金】	5万円	10万円

【例】就業不能給付金+特定精神障害給付金 不支給期間 20日・基準給付金月額10万円

事例：4月1日から就業不能状態が継続し、10月23日に職場復帰

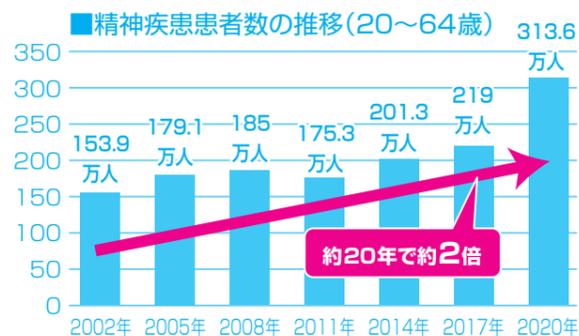


精神疾患の患者数は約20年間で約2倍に増え

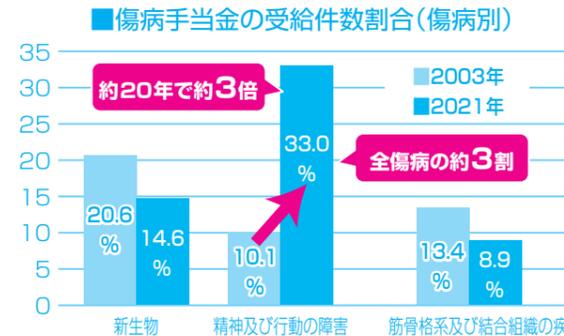
同傷病による傷病手当金の受給件数割合は約3割を占めています

●厚生労働省の調査によると、精神疾患患者数は約20年で約2倍に増加しており、企業・団体は、従業員・所属員等の仕事と治療の両立をサポートする必要があります

●全国健康保険協会の調査によると、精神および行動の障害による傷病手当金の受給件数割合は、約3割と約20年間で約3倍に増加しています



※2011年は宮城県石巻医療圏、気仙沼医療圏および福島県を除いた数値
出典:厚生労働省「[2020年 患者調査]の20～64歳のデータ」に基づき当社作成



出典:全国健康保険協会「2021年 現金給付受給者状況調査報告」

● 月額保険料

令和5年度配当率:約9.9%

記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位:円)

年齢	不支給期間	基準給付金月額5万円コース		基準給付金月額10万円コース	
		男性	女性	男性	女性
15～20歳	20日	495	540	990	1,080
21～25歳		505	530	1,010	1,060
26～30歳		510	645	1,020	1,290
31～35歳		570	735	1,140	1,470
36～40歳		625	745	1,250	1,490
41～45歳		675	855	1,350	1,710
46～50歳		820	1,000	1,640	2,000
51～55歳		1,055	1,085	2,110	2,170
56～60歳		1,510	1,335	3,020	2,670
61～65歳		2,175	1,780	4,350	3,560
66～69歳		2,680	1,875	5,360	3,750

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和7年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は加入者が1,000名以上2,999名以下の場合の保険料です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。

※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

※給付金の受取人は被保険者です。

(注)第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。

ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

・就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。

・就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(ただし、入院医療費支援保険、長期継続保障保険、三大疾病保険、傷害保険、医療保障保険(先進部分・通院部分・充実部分)、長期療養サポート保険については配当金はありません。)

※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P64～69

制度全体ページ P1～P4
遺族保障保険 P15～P20
三大疾病保険 P21～P26
医療保障保険 P27～P28
短期療養サポート保険 P27～P28
長期療養サポート保険 P29～P30
入院医療費支援保険 P31
傷害保険 P32
長期継続保障保険 P33～P34
告知内容 一覧 P35～P39
契約概要 注高起情報 P83～P88
ご請求について P91

長期療養サポート保険

<精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】>



本人

意向確認【ご加入前のご確認】

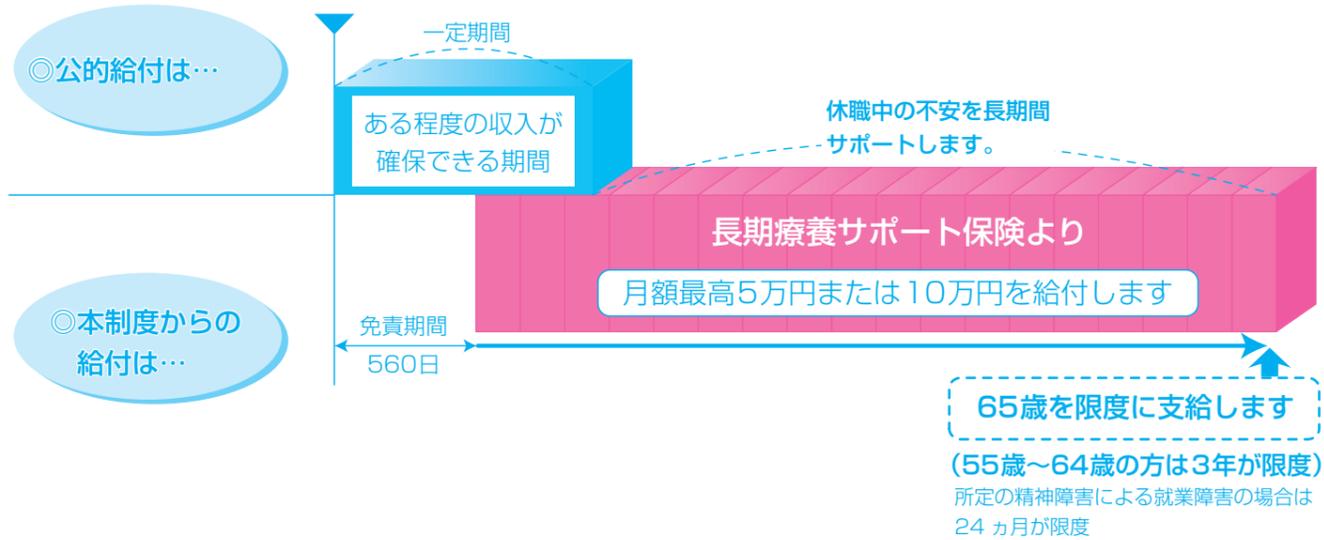
長期療養サポート保険は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- ◆病気やケガにより免責期間560日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。(注)
 - ◆所定の精神障害による休職も補償(所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度)
- (注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払いの対象となりません。

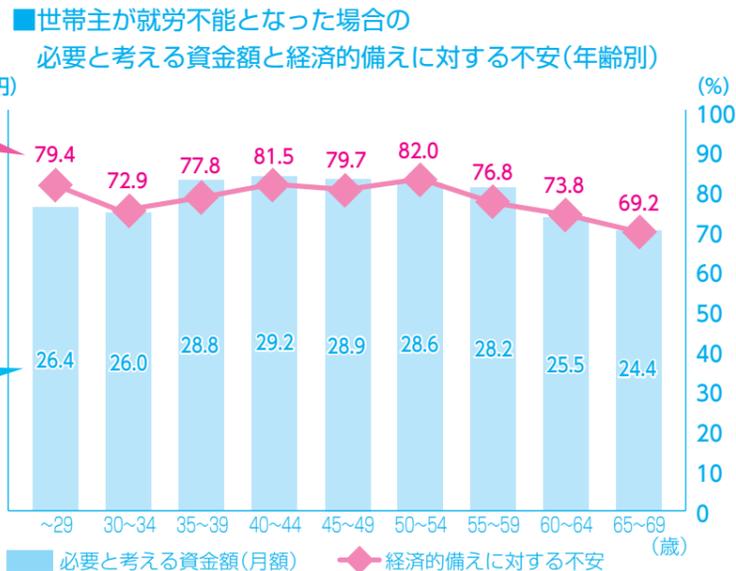
給付内容

あなたももし病気やケガで560日を超えて勤務ができない期間が続いた場合



世帯主が働けなくなった場合に約7割の方が生活資金の備えに不安を感じています

- 生命保険文化センターの調査によると、世帯主が働けなくなった場合の生活資金の備えに不安を感じている人は、約7割にのぼります
- 世帯主が働けなくなった場合に必要と考える生活資金は、月額約27万円となっています



働けなくなった場合生活資金の備えに不安を感じている人の割合
平均 約7割

働けなくなった場合毎月必要と考える生活資金
平均 約27万円

※ 調査対象: 世帯員2人以上の一般世帯
出典: 生命保険文化センター「2021年度 生命保険に関する全国実態調査」

月額保険料

年齢(満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額5万円(5コース)		保険金月額10万円(10コース)	
			男性	女性	男性	女性
15~24歳	560日	65歳	376円	256円	751円	512円
25~29歳			392円	335円	785円	671円
30~34歳			423円	449円	846円	898円
35~39歳			525円	661円	1,050円	1,321円
40~44歳			789円	1,067円	1,578円	2,135円
45~49歳			1,156円	1,533円	2,312円	3,067円
50~54歳			1,646円	2,023円	3,291円	4,046円
55~59歳			1,093円	1,161円	2,187円	2,322円
60~64歳			1,907円	1,793円	3,814円	3,586円
				3年		

本制度の保険料は補償開始月の前月控除であることから、脱退の場合は最終保険料控除月の翌月までが補償期間です。
 ※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ※補償対象期間は、契約年齢が55歳~64歳の方は3年が限度、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。
 ※年齢は令和7年9月1日現在の満年齢です。
 ※上記保険料は概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
 ※免責期間は560日です。
 ※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P41、70~71

制度全体ページ P1~P4
 遺族保障保険 P5
 三大疾病保険 P15~P20
 医療保障保険 P21~P26
 短期療養サポート保険 P27~P28
長期療養サポート保険 P29~P30
 入院療養介護保険 P31
 傷害保険 P32
 長期継続保障保険 P33~P34
 告知内容一覧 P35~P39
 契約標準 注高起情報 P43~P48
 ご請求について P49

入院医療費支援保険

(医療保険【損害保険】)



意向確認【ご加入前のご確認】

入院医療費支援保険は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき初期費用として3万円をお支払いします。また入院支援として1月につき2万円をお支払いします。
- 退職後も70歳まで継続できます。

入院に伴う当面の諸費用として1回の入院につき**3万円が給付されます。**

[通算15回分まで給付]

さらに

入院1月^(注)につき**2万円が給付されます。**

※法定給付・付加給付とは連動しません。

1入院13月、通算34月分まで給付

(注) 入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数は切り上げて1月とします。

● 制度内容

○**疾病**の治療を目的として入院したとき
疾病入院初期費用保険金

1回の入院につき、**30,000円**

○**疾病**の治療を目的として入院したとき
疾病入院支援保険金

1月^(注)につき、**20,000円**

○**傷害**の治療を目的として入院したとき
傷害入院初期費用保険金

1回の入院につき、**30,000円**

○**傷害**の治療を目的として入院したとき
傷害入院支援保険金

1月^(注)につき、**20,000円**

(注) 入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

※疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき13月、通算して34月を限度とします。

※疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支払日数には含めません。

※疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき1回、通算して15回を限度とします。

※傷害入院初期費用保険金がお支払される入院を開始したときまたは入院中に、疾病の治療を開始した場合は、疾病入院初期費用保険金は支払いません。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

※被保険者が入院支援保険金・入院初期費用保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

月額保険料(概算) 本人・配偶者・子ども(1コース)

※共済組合員本人が加入すれば配偶者・子どもも加入できます。

0~15歳	16~20歳	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36~40歳
270円	320円	530円	640円	600円	560円
41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
620円	760円	940円	1,190円	1,580円	2,270円

※保険料は毎月の給与から控除されます。(初回は8月分から)

※保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和7年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P41、72

趣味が
スポーツの方に
大好評!!

傷害保険

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(365日用)付普通傷害保険【損害保険】)



意向確認【ご加入前のご確認】

傷害保険は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や通院・入院・手術をした場合、保険金をお支払いします。
- 「熱中症」「細菌性・ウイルス性食中毒」により入院・通院した場合もお支払いの対象となります。(ただし死亡保険金を除く)
- 地震・噴火またはこれらによる津波によるケガで入院・通院等した場合もお支払いの対象となります。
- 退職後も80歳まで継続できます。

※この普通傷害保険には、熱中症補償特約・食中毒補償特約・天災補償特約・入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(365日用)がセットされています。

● 補償内容と月額保険料

申込コース	死亡保険金	後遺障害保険金 (程度により)	入院保険金	通院保険金	手術保険金 (手術の状況により)	月額保険料	
			事故の発生の日からその日を含めて180日以内に開始した入院について事故の発生の日からその日を含めて365日限度 日額	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について90日限度 日額			
本人	A	210万円	8.4~210万円	2,800円	1,850円	1.4・2.8万円	820円
	B	370万円	14.8~370万円	5,500円	3,600円	2.75・5.5万円	1,560円
	C	560万円	22.4~560万円	8,400円	5,500円	4.2・8.4万円	2,380円
	D	640万円	25.6~640万円	9,600円	6,350円	4.8・9.6万円	2,740円
	E	680万円	27.2~680万円	10,100円	6,700円	5.05・10.1万円	2,890円
	F	800万円	32.0~800万円	10,800円	7,100円	5.4・10.8万円	3,140円
配偶者 子ども	G	70万円	2.8~70万円	1,050円	700円	0.525・1.05万円	290円
	H	140万円	5.6~140万円	2,100円	1,300円	1.05・2.1万円	580円
	X	210万円	8.4~210万円	2,800円	1,850円	1.4・2.8万円	820円
Y	320万円	12.8~320万円	4,800円	3,100円	2.4・4.8万円	1,340円	

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※いずれか一種類を選んでください。

※配偶者・子どものみの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退になります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

● お支払いの対象とならない主な事故

- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
- 山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンングライダー搭乗などの危険な運動中の事故
- 自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故
- 妊娠・出産・早産・流産による傷害
- 脳疾患・疾病・心神喪失による傷害
- 法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害
- 自殺行為・闘争行為による傷害 など

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P73~74

制度全体イメージ P1-P4
遺族補償保険 P5-P6
三大疾病保険 P15-P20
医療保障保険 P21-P26
短期養育サポート保険 P27-P28
長期養育サポート保険 P29-P30
入院医療費支援保険 P31
傷害保険 P32
長期継続保障保険 P33-P34
告知内容一覧 P35-P39
契約概要・注記情報 P40-P45
ご請求について P46

長期継続保障保険

〈リビング・ニーズ特約付、代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当定期保険 (Ⅱ型) [生命保険]〉



長期継続保障保険の新規加入はできません。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢80歳までの保障が準備できます。
- 加入時の保険料率のまま継続できます。

保障内容

加入対象区分：本人・配偶者

万一(死亡・高度障害)の場合にお支払いします。

「長期継続保障保険」(退職後80歳まで保障継続)

▲「長期継続保障保険」加入

在職中

退職

80歳

死亡・高度障害のとき

保障額 **死亡・高度障害保険金 300万円**

※なお、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当定期保険 (Ⅱ型) とは、長期継続保障保険の正式名称です。現在ご加入の部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について (解除・免責等)」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

《リビング・ニーズ特約》余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

月額保険料

300万円コース 年齢・性別により異なります。〈保険期間80歳満了、集団扱月払、保険金額300万円〉

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
	月払	月払		月払	月払		月払	月払
15歳	1,638円	957円	32歳	2,334円	1,308円	49歳	3,765円	1,950円
16	1,671	975	33	2,394	1,335	50	3,888	2,001
17	1,701	990	34	2,454	1,365	51	4,020	2,055
18	1,737	1,008	35	2,514	1,395	52	4,155	2,112
19	1,770	1,026	36	2,583	1,422	53	4,299	2,169
20	1,803	1,044	37	2,649	1,455	54	4,452	2,229
21	1,842	1,059	38	2,721	1,491	55	4,611	2,298
22	1,875	1,080	39	2,796	1,521	56	4,782	2,364
23	1,914	1,098	40	2,874	1,557	57	4,959	2,436
24	1,953	1,119	41	2,955	1,593	58	5,151	2,511
25	1,995	1,137	42	3,039	1,632	59	5,352	2,592
26	2,040	1,161	43	3,132	1,674	60	5,565	2,679
27	2,082	1,182	44	3,222	1,716	61	5,769	2,763
28	2,130	1,206	45	3,321	1,761	62	5,991	2,850
29	2,178	1,230	46	3,423	1,803	63	6,219	2,943
30	2,226	1,254	47	3,531	1,851	64	6,465	3,042
31	2,280	1,281	48	3,645	1,899	65	6,723	3,153

- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和7年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- ※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。記載の保険料は総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。)
- ※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- ※加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- ※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P75~76

制度全体イメージ P1~P4
 遺族保障保険 P5
 三大疾病保険 P15~P20
 医療保障保険 P21~P26
 短期養老金保険 P27~P28
 長期養老金保険 P29~P30
 入院療養介護保険 P31
 傷害保険 P32
 長期継続保障保険 P33~P34
 告知内容一覧 P35~P39
 契約書・注記情報 P40~P45
 請求について P46

告知内容一覧

※新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください。
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

「遺族保障保険」・「遺族保障プレミアム80」

「遺族保障保険」・「遺族保障プレミアム80」 共通	
【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで退職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	配偶者・子ども 【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 本人・配偶者・子ども共通 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。
〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病	
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。	

健康CB 「三大疾病保険」

【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで退職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	本人・配偶者共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。 （注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去5年以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。 （がん・上皮内新生物保障特約について） 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、 上記の告知に併せて 、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。 【現在までの健康状態】 申込日（告知日）現在までに、悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます）または上皮内新生物（上皮内がん）と診断されたことはありません。
〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病	
※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。 ※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。 ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。 本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。 ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。 ※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。 ※ 加入日（*）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合 には、加入日（*）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金（7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む）のお支払いの対象になりません。 （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。	

「医療保障保険」（基本部分・先進部分・充実部分）

【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで退職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	本人・配偶者・子ども共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。 （注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去2年以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 （注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。	

「医療保障保険」（通院部分）

以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

「医療保障保険」（親介護部分）

【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。	心筋こうそく、脳卒中（脳出血、脳こうそく、くも膜下出血）、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症
【過去5年以内の健康状態】 ・申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、下記の項目で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。 （注）「治療」には、指示・指導を含みます。	・申込日（告知日）より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。 【現在までの健康状態】 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

告知内容一覧

「短期療養サポート保険」

【告知内容】

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

「長期療養サポート保険」

【告知内容】

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※保険月額額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

「入院医療費支援保険」

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

「傷害保険」

以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

「長期継続保障保険」※長期継続保障保険の新規加入はできません。

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

共通取扱

保険期間

(遺族保障保険、遺族保障プレミアム80、三大疾病保険、医療保障保険、短期療養サポート保険、長期療養サポート保険、入院医療費支援保険、傷害保険、長期継続保障保険)

1年間(令和7年9月1日~令和8年8月31日)で、以後毎年更新します。

(長期継続保障保険については令和7年9月1日からご加入者(被保険者)が80歳になられた直後の契約応当日の前日までです。(年齢は保険年齢です。))

保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス給付部分は半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、保険料の払込が条件となります。

保険料の払込

毎月の給与から控除します。(初回は令和7年8月分給与より)

※ボーナス時保険料(遺族保障保険・遺族保障プレミアム80)については、年2回のボーナス(12月と6月)より控除します。(初回ボーナス時保険料は令和7年12月分ボーナスより控除します。)

配当金・解約返れい金

(遺族保障保険、遺族保障プレミアム80、医療保障保険「基本部分」、短期療養サポート保険)

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。解約返れい金はありません。

(三大疾病保険、医療保障保険「通院部分」・「先進部分」・「充実部分」、長期療養サポート保険、入院医療費支援保険、傷害保険、長期継続保障保険)

配当金および解約返れい金はありません。長期継続保障保険は、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返れい金をお支払いする場合があります。

継続加入の取扱い

(遺族保障保険、遺族保障プレミアム80、医療保障保険「基本部分」・「先進部分」)

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額・入院給付金日額・給付金額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金額・入院給付金日額・給付金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

(医療保障保険「通院部分」、傷害保険)

加入の次年度からは、明治安田損害保険(株)またはお客さまから特に意思表示のない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

(医療保障保険「充実部分」、入院医療費支援保険)

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額・保険金額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、入院保険金日額・保険金額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

(短期療養サポート保険)

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ基準給付金月額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、基準給付金月額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

(長期療養サポート保険)

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

自動更新の取扱い

(三大疾病保険)

保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が79歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。

※更新後のご契約の保険期間は1年です。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

(長期継続保障保険)

ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

申込方法

(長期継続保障保険)

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。

(遺族保障保険、遺族保障プレミアム80、三大疾病保険、医療保障保険、短期療養サポート保険、長期療養サポート保険、入院医療費支援保険、傷害保険)

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

「医療保障保険（充実部分）」「医療保障保険（通院部分）」 「長期療養サポート保険」「入院医療費支援保険」「傷害保険」共通

(医療保障保険（充実部分）・長期療養サポート保険・入院医療費支援保険)

<告知の大切さに関するご案内>

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。
- ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱いします。
- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120-661-320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

「医療保障保険（充実部分）」「医療保障保険（通院部分）」 「長期療養サポート保険」「入院医療費支援保険」「傷害保険」共通

(医療保障保険（充実部分）・医療保障保険（通院部分）・長期療養サポート保険・入院医療費支援保険・傷害保険)

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社(※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(※)明治安田生命保険相互会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。—死亡保険金受取人の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

共通取扱

(遺族保障保険、遺族保障プレミアム80、三大疾病保険、医療保障保険（基本部分）（先進部分）、短期療養サポート保険、長期継続保障保険)

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集サポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

